

6 / 29 (火) のバレンタイン国賠裁判の 判決に、ご注目下さい

2010年6月29日 13時15分～

東京高裁 808号法廷

第24民事部 (都築弘裁判長)

事件番号 :平成19年(ネ)2429

ナイジェリア出身のバレンタインさんは、03年12月9日に新宿 歌舞伎町で、声をかけてきた男性2名を店へ案内中、「彼らから離れろ」との声で逃げたところ、風営法違反の容疑で逮捕された。男性はオト捜査の私服警官だった。彼らの暴行により右足の膝下を粉碎骨折させられた。適切な治療を受けられないまま新宿署留置場に勾留、取調…。10日後の12月19日に処分保留で釈放され、品川の東京入管へ。すぐに入院した荏原病院で、手術しないと歩けなくなると診断され、12月22日に手術。04年2月7日まで入院治療し、さらに05年4月に再入院して1週間ほど治療。それでも右足に障害が残り、今もリハビリのために通院している。

05年8月に、この間の医療費や不当な暴行と勾留の損害賠償を東京都に求めて国賠訴訟を提訴した。警官は逃走時に看板にあたった自損と主張し、逮捕時の暴行傷害を否定した。最初に診察した警察病院のカルテは保存期間内でありながら見つからないと開示されていない。

07年3月29日、東京地裁民事第44部(杉山正己裁判長)は請求棄却の判決。すぐに控訴して、東京高裁第24民事部(都築弘裁判長)で審理が続き、10年1月29日に第12回弁論で結審。5ヶ月以上待った挙げ句、6月24日に判決日の連絡があった。ぜひ、傍聴してください。この国の人権状況を知る手懸かりになります。

2010年6月28日

バレンタイン国賠裁判支援会

http://sky.geocities.jp/team_vuc/support.html

国賠ネットワーク

<http://www.jca.apc.org/kokubai/>